

## 議案第四号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則案

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(秋田県教育委員会行政組織規則の一部改正)

第一条 秋田県教育委員会行政組織規則(昭和六十一年秋田県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十六号中「中学校」の下に、「義務教育学校」を加える。

(秋田県立高等学校学則の一部改正)

第二条 秋田県立高等学校学則(平成元年秋田県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第六条中「準ずる学校」の下に「若しくは義務教育学校」を加える。

第八条第二項中「中学校」の下に、「義務教育学校」を加える。

第九条中「出身中学校長」を「出身の中学校長、義務教育学校長」に改める。

様式第三号(1)から(3)まで中「母体校」の次に「義務教育学校」を、「母体校」の次に「(義務)」を加える。

(教育職員免許法施行細則の一部改正)

第三条 教育職員免許法施行細則(平成元年秋田県教育委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第二号中「中学校」の下に、「義務教育学校」を加える。

(秋田県立中学校学則の一部改正)

第四条 秋田県立中学校学則(平成十五年秋田県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第六条中「を卒業し、又は」を「若しくはこれに準ずる学校を卒業し、又は義務教育学校の前期課程若しくは」に改める。

附 則

この規則は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十六号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

平成二十八年三月十日提出

秋田県教育委員会教育長 米田 進

理 由

学校教育法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十六号）による学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う  
関係規則の整理に関する規則案要綱

1 改正理由

学校教育法等の一部を改正する法律（平成27年法律第46号）による学校教育法（昭和22年法律第26号）の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正内容

次に掲げる規則について、新たな学校の種類として義務教育学校が設けられたことに伴い、所要の規定の整理を行うこととする。

- ① 秋田県教育委員会行政組織規則（昭和61年秋田県教育委員会規則第4号）
- ② 秋田県立高等学校学則（平成元年秋田県教育委員会規則第6号）
- ③ 教育職員免許法施行細則（平成元年秋田県教育委員会規則第14号）
- ④ 秋田県立中学校学則（平成15年秋田県教育委員会規則第12号）

3 施行期日

この規則は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成28年4月1日）から施行することとする。

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則案新旧対照表  
 秋田県教育委員会行政組織規則の一部改正（第一条による改正）

<p>新</p>	<p>（総務課の分掌事務）                  第四条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。                  一 二十五 略                  二十六 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する私立学校（私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に限る。）に関すること。                  二十七 二十九 略</p>
<p>旧</p>	<p>（総務課の分掌事務）                  第四条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。                  一 二十五 略                  二十六 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する私立学校（私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に限る。）に関すること。                  二十七 二十九 略</p>

秋田県立高等学校学則の一部改正（第一条による改正）

<p>新</p>	<p>（入学資格）                  第六条 高等学校に入学することができる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると校長が認めた者とする</p> <p>（入学者の選抜）                  第八条 略</p> <p>2 前項に規定する選抜は、中学校、義務教育学校又は中等教育学校から送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検</p>
<p>旧</p>	<p>（入学資格）                  第六条 高等学校に入学することができる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると校長が認めた者とする。</p> <p>（入学者の選抜）                  第八条 略</p> <p>2 前項に規定する選抜は、中学校又は中等教育学校から送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検</p>



出身学校	前期課程) 平成 年 月 日 卒業 (修了) 見込み 卒業 (修了)
(略)	

(注) 略

様式第3号(3) 入学願書 (後期選抜用) (第9条関係)

(略)	
(ふりがな) 氏名	
性別	男 女
生年月日	平成 年 月 日 生
住所	
出身学校	立 中学校 (義務教育学校、中等教育学校 前期課程) 平成 年 月 日 卒業 (修了) 見込み 卒業 (修了)
(略)	

(注) 略

出身学校	前期課程) 平成 年 月 日 卒業 見込み 卒業
(略)	

(注) 略

様式第3号(3) 入学願書 (後期選抜用) (第9条関係)

(略)	
(ふりがな) 氏名	
性別	男 女
生年月日	平成 年 月 日 生
住所	
出身学校	立 中学校 ( ) 中等教育学校 前期課程) 平成 年 月 日 卒業 見込み 卒業
(略)	

(注) 略

教育職員免許法施行細則の一部改正(第三条による改正)

新

(免許状更新講習を受講できる者)

第十五条 略

2 更新講習規則第九条第一項第三号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

一 略

二 県内に幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を設置する私立学校法(昭和二

旧

(免許状更新講習を受講できる者)

第十五条 略

2 更新講習規則第九条第一項第三号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

一 略

二 県内に幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を設置する私立学校法(昭和二

<p>十四年法律第二百七十号) 第三条に規定する学校法人(以下「学校法人」という。)の理事(教育職員として任命され、又は雇用されたことがある者に限る。以下同じ。)</p>	<p>十四年法律第二百七十号) 第三条に規定する学校法人(以下「学校法人」という。)の理事(教育職員として任命され、又は雇用されたことがある者に限る。以下同じ。)</p>
---	---

秋田県立中学校学則の一部改正(第四条による改正)

<p>新</p>	<p>旧</p>
<p>(入学資格)          第六条 中学校に入学することができる者は、小学校若しくはこれに準ずる学校を卒業し、又は義務教育学校の前期課程若しくはこれに準ずる学校の課程を修了し、別表に定める通学区域の市町村の区域内に住所を有する者とする。</p>	<p>(入学資格)          第六条 中学校に入学することができる者は、小学校を卒業し、又はこれに準ずる学校の課程を修了し、別表に定める通学区域の市町村の区域内に住所を有する者とする。</p>